小児救急医療支援実施事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人川崎市病院協会(以下「病院協会」という。)が実施する小児救急医療支援実施事業(以下「補助事業」という。)に補助金を交付することによって、夜間における小児の入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「病院」とは、病院協会に属し、補助事業に参加する病院をいう。
- 2 補助事業の実施方法等は別紙のとおりとする。

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、本市会計期間(4月1日から翌年3月31日まで)に行う 事業とし、補助事業の実施に対して病院協会が病院に補助する経費とする。ただし、独立行 政法人労働者健康福祉機構が開設者となっている病院は除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は予算の範囲内において交付するものとし、前条に規定する補助の対象となる経費と、別表で定める補助単価に独立行政法人労働者健康福祉機構が開設者となっている病院の当番日を除いた診療延日数を乗じて算出した額とを比較して、いずれか低い額とする。

(交付の申請)

- 第5条 病院協会は、補助金の交付を受けようとするときは、小児救急医療支援実施事業補助 金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、 市長に申請しなければならない。
 - (1) 小児救急医療支援実施事業計画書
 - (2) 小児救急医療支援実施事業補助金所要額調
 - (3) 小児救急医療支援実施事業所要額明細書
 - (4) その他参考となる資料

(交付の決定等)

- 第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の 可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び当該補助金の交付額を決定したときは、交付 決定通知書(第2号様式)により病院協会に通知するものとする。この場合において、市長 は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書(第3 号様式)により病院協会に通知するものとする。

(交付の方法)

- 第7条 市長は、前条第2項の規定による交付決定通知の後、補助金を交付するものとする。 (変更の承認等)
- 第8条 病院協会は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、承認申請書 (第4号様式)を速やかに市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
 - (1)補助事業の内容又は交付申請書の記載事項を変更するとき。ただし、変更の内容が軽 微な事項であると市長が認めたときは、この限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 病院協会は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を 受けなければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業の適正な運営を期するため、必要に応じて病院協会から補助事業の 状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

- 第10条 病院協会は、補助事業が完了したときは、小児救急医療支援実施事業実績報告書 (第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日と補助金の交付を 決定した日の属する市の会計年度が終了した日とを比較して、いずれか早い日の翌日から起 算して30日以内に市長に提出しなければならない。
 - (1) 小児救急医療支援実施事業補助金精算額調
 - (2) 小児救急医療支援実施事業実績額明細書
 - (3) 小児救急医療支援実施病院診療科目別患者数等調
 - (4) その他参考となる資料

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、病院協会が補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、 又は他の目的に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがで きる。

(返還)

第12条 市長は、病院協会が次の各号のいずれかに該当し、既に補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止を届け出たとき。
- (2) 第10条に規定する実績報告により、当該補助金の額が対象経費の実支出額と比較して適切でないと市長が認めたとき。
- (3) 第11条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備)

第13条 病院協会は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出にかかる証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附則

- この要綱は、平成14年3月19日から施行し平成13年4月1日から適用する。 附則
- この要綱は、平成14年9月27日から施行し平成14年4月1日から適用する。 附則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成23年7月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別紙(第2条第2項関係)

小児病院群輪番制病院運営事業の実施について

1 実施体制

病院群輪番制当番日に小児科専門医による診療が可能な病院とする。

2 病院要件

相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、第二次病院としての診療機能を有する病院とする。

- (1) 第二次救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、手術室、薬剤室、X線室、検査室等)を設けているものとする。
- (2) 第二次救急医療施設の診療機能として必要な医療機械を備えているものとする。
- (3) 当番日における病院は、診療体制として、通常の当直体制の外に小児重症救急患者の 受入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。
- (4) 当番日における病院は、小児重症救急患者の入院治療に必要な救急専用病床を2床以上確保するものとする。

3 運営方針

- (1) 当番日における病院は、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受入れるものとする。
- (2) 参加する病院群が共同連帯して、輪番制方式により体制を確保するものとする。
- (3) 当番日における病院は、午後6時から午前8時まで診療体制を確保するものとする。

別表(第4条関係)

1病院1日当たりの補助単価

141,460円

小児救急医療支援実施事業補助金交付申請書

 番
 号

 年
 月

 日

所 在 地法 人 名代表者氏名

小児救急医療支援実施事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付について次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 小児救急医療支援実施病院運営事業計画書
- 3 小児救急医療支援実施事業補助金所要額調
- 4 小児救急医療支援実施事業所要額明細書
- 5 その他参考となる資料

小児救急医療支援実施事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名 様

年 月 日付け第 号で申請のあった小児救急医療支援実施事業補助金については、小児救急医療支援実施事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助条件

小児救急医療支援実施事業補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名 様

年 月 日付け第 号で申請のあった小児救急医療支援実施事業補助金については、小児救急医療支援実施事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次の理由により補助金を交付しないことを決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長印

理由

承認申請書

 番
 号

 年
 月

 日

(あて先) 川崎市長

所 在 地法 人 名代表者氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付を申請した小児救急医療支援実施事業について、次のとおり承認されるよう申請します。

- 1 内容
- 2 理由

小児救急医療支援実施事業補助金実績報告書

 番
 号

 年
 月

 日

(あて先) 川崎市長

所 在 地 法 人 名 代表者氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた小児救急医療支援実施事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 小児救急医療支援実施事業補助金精算額調
- 2 小児救急医療支援実施事業実績額明細書
- 3 小児救急医療支援実施病院診療科目別患者数等調
- 4 その他参考となる資料